

令和 年 月 日

（宛先）札幌市長

住所

法人名

代表者職氏名

印

誓約書

本法人は、認可保育所の整備に係る事前協議を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 本法人が子ども・子育て支援法第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 2 本法人が子ども・子育て支援法第 58 条の 10 第 2 項に規定する同法第 30 条の 11 第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 3 本法人の役員又はその長が子ども子育て支援法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 本法人が児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号のいずれにも該当しないこと。
- 5 本法人及びその役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 6 本法人の経営担当役員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 市税等を滞納している者

令和 年 月 日

（宛先）札幌市長

住所

法人名

代表者職氏名

印

誓約書

本法人は、幼保連携型認定こども園の整備に係る事前協議を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 本法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項に掲げる者に該当しないこと。
- 2 本法人が子ども・子育て支援法第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 3 本法人の役員又はその長が子ども子育て支援法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 本法人及びその役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 5 本法人の経営担当役員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 市税等を滞納している者

令和 年 月 日

（宛先）札幌市長

住所

法人名

代表者職氏名

印

誓約書

本法人は、保育所型認定こども園の整備に係る事前協議を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 本法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に掲げる者に該当しないこと。
- 2 本法人が子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する同法第31条第1項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 3 本法人が子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する同法第30条の11第1項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 4 本法人の役員又はその長が子ども子育て支援法施行令第18条第2項第5号に掲げる者に該当しないこと。
- 5 本法人及びその役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 6 本法人の経営担当役員に就任予定の者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 市税等を滞納している者